

短時間正社員制度に対する助成措置の拡充（平成22年度予算）

No.3

○ 短時間正社員制度の導入・定着の促進のため助成措置を拡充。

➢ 制度利用者2人目～10人目までの支給額を増額

〔中小規模(※1)：15万円→20万円、大規模(※2)：10万円→15万円〕

○ 現行の助成金制度から独立させ、短時間正社員制度に係る他の支援策と併せて積極的な活用を促進。

現行制度： 短時間労働者均衡待遇推進等助成金（うち「短時間正社員制度の導入」関係）

支給要件

短時間正社員制度を設けた上で、実際に制度利用者が出た場合に、制度利用者の10人目まで助成金を支給

支給額

	1人目	2～10人目
中小規模※1	40万円	15万円
大規模※2	30万円	10万円

拡充後： 短時間正社員制度導入促進等助成金（仮称）

支給要件

変更なし

支給額

	1人目	2～10人目
中小規模※1	40万円	20万円
大規模※2	30万円	15万円

（※1） 中小規模事業主・・・常時雇用する労働者が300人を超えない事業主

（※2） 大規模事業主・・・中小規模事業主以外の事業主

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

事業主向け

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度を導入し、最初の制度利用者が出た場合に助成金を支給。

○申請ができる事業主：労働保険適用事業主

○支給メニューと支給額

支給対象メニュー	支 給 額	
	第1回目	第2回目(※1)
① 正社員と共通の処遇制度の導入	25万円	25万円
② パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入	15万円	15万円
③ 正社員への転換制度の導入	15万円	15万円
④ 短時間正社員制度の導入(※2、※3)	15万円	15万円
⑤ 教育訓練制度の導入	15万円	15万円
⑥ 健康診断制度の導入	15万円	15万円

※1 中小企業事業主には、第2回目の支給額を10万円増額

※2 ④短時間正社員制度については、対象労働者2人目～10人目まで10万円(中小規模事業主は15万円を)支給

※3 ④短時間正社員制度については、平成22年度予算において助成措置を拡充予定。

事業主団体向け

中小企業事業主団体が、構成事業主に対し、中小企業診断士等による個別指導等の均衡待遇に関する制度導入のための支援事業を2年間に渡り実施した場合、各年度に目標達成度合い等に応じて助成する。

短時間正社員制度の導入・定着支援

短時間正社員とは

- 短時間正社員とは、他の正規型のフルタイムの労働者(※)と比較し、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する者である。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している者
- ② 時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

※正規型のフルタイムの労働者：1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者
※企業内において、このような働き方を就業規則等に制度化することを指して、「短時間正社員制度」と呼んでいる。

～短時間正社員の例～

- ・フルタイム正社員が、育児・介護、自己啓発、病気からの復職等の事由により、一時的に短時間勤務をする例
- ・パート労働者が短時間勤務のまま正社員になる例等

注目されている理由

- 就業意識の多様化がみられる中、フルタイム勤務一辺倒の働き方ではなく、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現。
- 育児や介護をはじめ様々な事由によって就業時間に制約がある人たちに就業の継続と就業の機会を与えることができる。
- 社員が定着しない、人材不足などで困っているという企業の課題解決の一方策。
- 優秀な人材の確保・有効活用を図る上で、大きな効果が期待。

導入・定着支援策

短時間正社員制度の導入・定着に取り組む事業主に対し、次の支援を実施している。

- 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給
- 「短時間正社員制度導入支援ナビ」による情報提供 → <http://tanjikan.mhlw.go.jp/>
- 短時間正社員制度導入マニュアルの配布